

緊急事態措置再延長に伴う対策（案）

令和3年5月28日

		現行の緊急事態措置（延長後）	緊急事態措置の再延長																						
区域		全域	全域																						
期間 (緊急事態措置)		令和3年5月12日(水)から 令和3年5月31日(月)まで(20日間)	令和3年6月1日(火)から 令和3年6月20日(日)まで(20日間)																						
1 外出自粛等		〔特措法第45条第1項に基づく〕 ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所・時間を避けて行動することを要請 ・特に大阪・東京など県境を越えた感染拡大地域への往来自粛を要請 ・時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控えることを要請 ・酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請	〔特措法第45条第1項に基づく〕 ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所・時間を避けて行動することを要請 ・特に緊急事態措置区域10都道府県など県境を越えた感染拡大地域への往来自粛を要請 以下 同左																						
2 施設の使用制限	飲食店 遊興施設(*1)	【全県】 〔特措法第45条第2項に基づく〕 ○休業要請・時短要請 ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケ店及び利用者による酒類の持込みを認めている飲食店を含む)への休業要請 ・酒類及びカラオケ設備を提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)しない飲食店等への時短要請(5時～20時) ○感染対策の徹底	【全県】 同左																						
	〔特措法施行令第11条・多数利用施設〕 ④劇場、観覧場、映画館、演芸場 ⑤集会場、公会堂 ⑥展示場 ⑦百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(生活必需物資売場を除く) ⑧ホテル又は旅館(集会の用に供する部分) ⑨運動施設、遊技場 ⑩博物館、美術館 ⑪遊興施設(*2) ⑫サービス業(生活必需サービスを除く)を営む店舗	〔特措法第24条第9項等に基づく〕 ○多数利用施設への休業要請等(特措法施行令第11条施設)〈多数利用施設〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類・施設例</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映画館等</td> <td rowspan="2">【床面積が1,000㎡超】 ・20時までの営業時間短縮を要請 ・県独自対策 ○土日の休業を要請(運動施設(イベント関連の屋内施設)、博物館等を除く) ○19時までの営業時間短縮を協力要請</td> </tr> <tr> <td>商業施設*</td> </tr> <tr> <td>運動・遊技施設 〔体育館、ホウリング場、スポーツクラブ、パチンコ屋等〕</td> <td rowspan="2">【床面積が1,000㎡以下】 ・20時までの営業時間短縮の協力依頼</td> </tr> <tr> <td>遊興施設 〔個室ビデオ店、場外馬券売場等〕</td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> <td rowspan="2">【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請(映画館等、運動施設(イベント関連の屋内施設)、博物館等) ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を要請</td> </tr> <tr> <td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*生活必需物資(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料等)の小売り関係を営む店舗を除く</p>	種類・施設例	要請内容	映画館等	【床面積が1,000㎡超】 ・20時までの営業時間短縮を要請 ・県独自対策 ○土日の休業を要請(運動施設(イベント関連の屋内施設)、博物館等を除く) ○19時までの営業時間短縮を協力要請	商業施設*	運動・遊技施設 〔体育館、ホウリング場、スポーツクラブ、パチンコ屋等〕	【床面積が1,000㎡以下】 ・20時までの営業時間短縮の協力依頼	遊興施設 〔個室ビデオ店、場外馬券売場等〕	博物館等	【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請(映画館等、運動施設(イベント関連の屋内施設)、博物館等) ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を要請	サービス業(生活必需サービスを除く)	〔特措法第24条第9項等に基づく〕 ○多数利用施設への休業要請等(特措法施行令第11条施設)〈多数利用施設〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類・施設例</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業施設*</td> <td rowspan="2">【床面積が1,000㎡超】 ・20時までの営業時間短縮を要請 ・県独自対策 ○土日の休業を要請(運動施設(イベント関連の屋内施設)、博物館等を除く)</td> </tr> <tr> <td>運動・遊技施設 〔体育館、ホウリング場、スポーツクラブ、パチンコ屋等〕</td> </tr> <tr> <td>遊興施設 〔個室ビデオ店、場外馬券売場等〕</td> <td rowspan="2">【床面積が1,000㎡以下】 ・20時までの営業時間短縮の協力依頼</td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> </tr> <tr> <td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td> <td rowspan="2">【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請(運動施設(イベント関連の屋内施設)、博物館等) ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を要請</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*生活必需物資(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、化粧品等)の小売り関係を営む店舗を除く</p>	種類・施設例	要請内容	商業施設*	【床面積が1,000㎡超】 ・20時までの営業時間短縮を要請 ・県独自対策 ○土日の休業を要請(運動施設(イベント関連の屋内施設)、博物館等を除く)	運動・遊技施設 〔体育館、ホウリング場、スポーツクラブ、パチンコ屋等〕	遊興施設 〔個室ビデオ店、場外馬券売場等〕	【床面積が1,000㎡以下】 ・20時までの営業時間短縮の協力依頼	博物館等	サービス業(生活必需サービスを除く)	【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請(運動施設(イベント関連の屋内施設)、博物館等) ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を要請	
	種類・施設例	要請内容																							
	映画館等	【床面積が1,000㎡超】 ・20時までの営業時間短縮を要請 ・県独自対策 ○土日の休業を要請(運動施設(イベント関連の屋内施設)、博物館等を除く) ○19時までの営業時間短縮を協力要請																							
商業施設*																									
運動・遊技施設 〔体育館、ホウリング場、スポーツクラブ、パチンコ屋等〕	【床面積が1,000㎡以下】 ・20時までの営業時間短縮の協力依頼																								
遊興施設 〔個室ビデオ店、場外馬券売場等〕																									
博物館等	【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請(映画館等、運動施設(イベント関連の屋内施設)、博物館等) ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を要請																								
サービス業(生活必需サービスを除く)																									
種類・施設例	要請内容																								
商業施設*	【床面積が1,000㎡超】 ・20時までの営業時間短縮を要請 ・県独自対策 ○土日の休業を要請(運動施設(イベント関連の屋内施設)、博物館等を除く)																								
運動・遊技施設 〔体育館、ホウリング場、スポーツクラブ、パチンコ屋等〕																									
遊興施設 〔個室ビデオ店、場外馬券売場等〕	【床面積が1,000㎡以下】 ・20時までの営業時間短縮の協力依頼																								
博物館等																									
サービス業(生活必需サービスを除く)	【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請(運動施設(イベント関連の屋内施設)、博物館等) ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を要請																								
県立公園等	・施設毎の使用制限を遵守の上開園。持込み飲酒や食事の禁止	同左																							
大学	・オンライン授業の積極的活用 ・部活動・サークル活動を実施しない(中央競技団体等の主催大会を除く)。合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない ・学生向け動画等で感染防止対策の徹底を強く呼びかけ	同左																							
小・中・高等学校等	【県立学校】 〔教育活動〕 ・県外活動中止 ・感染リスクが高いとされる活動は、対策を徹底の上実施 〔部活動〕 ・校内のみ活動を実施(平日のうち4日)。宿泊を伴う活動は実施しない(活動時間は2時間以内。土日は原則休止) ・但し、高体連・中体連スケジュール記載大会等への参加は可(大会等参加に伴う練習は、大会初日の3週間前から)	同左																							
3 イベントの開催制限	〔特措法第24条第9項に基づく〕 ・人数上限5,000人かつ収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は人との十分な距離(1m)の確保を要請 ・21時までの営業時間短縮を要請	同左																							
4 出勤抑制	〔特措法第24条第9項に基づく〕 ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請 ・事業者に対し、出勤者数7割削減の実施状況の公表を要請	同左																							

*1 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設(左記の許可を受けていないカラオケ店を含む)
*2 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設(左記の許可を受けていないカラオケ店を除く)